

|                                                                                                                                                                                             |                 |     |                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|------------------|
| 判決年月日                                                                                                                                                                                       | 平成25年4月18日      | 担当部 | 知的財産高等裁判所<br>第4部 |
| 事件番号                                                                                                                                                                                        | 平成24年（ネ）第10076号 |     |                  |
| <p>○ 編集著作物における創作性は、素材の選択又は配列に、何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、編集者の個性が表れていることをもって足りる</p> <p>○ 控訴人の薬剤に係る書籍の漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列には、創作性があり、これと完全に同一の選択及び配列を行った被控訴人の薬剤に係る書籍の漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列が、複製に当たるとされた事例</p> |                 |     |                  |

（関連条文）著作権法 12 条， 21 条， 27 条

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人が「治療薬ハンドブック 2008 薬剤選択と処方のポイント」（被控訴人書籍）を印刷及び販売する行為は、「今日の治療薬 解説と便覧 2007」（控訴人書籍）について控訴人が有する著作権（複製権及び譲渡権。いずれも著作権法 28 条に基づくものを含む。）の共有持分の侵害に当たる旨主張して、不法行為に基づく損害賠償及び弁護士費用を除く損害に対する遅延損害金の支払を求める事案である。控訴人は、(1)控訴人書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択と配列，(2)控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択と配列，(3)控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤情報の選択と配列について、複製又は翻案に当たると主張した。

原判決は、被控訴人書籍は、編集著作物としての控訴人書籍を複製又は翻案したものとはいえないとして、控訴人の請求を棄却した。そこで、控訴人が、これを不服として控訴した。

本判決は、概要以下のとおり判示し、原判決を変更した。

編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物として保護されるものであるところ（著作権法 12 条 1 項）、編集著作物における創作性は、素材の選択又は配列に、何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、編集者の個性が表れていることをもって足りるものと解される。もっとも、編集著作物においても、具体的な編集物に創作的な表現として表れた素材の選択や配列が保護されるのであって、具体的な編集物と離れた編集方針それ自体が保護されるわけではない。

#### （1） 控訴人書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択と配列について

控訴人書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択と被控訴人書籍一般薬便覧部分における薬剤の選択は、全体としてみて、同一又は類似であるとはいえず、共通する部分についてもその選択に創作性が認められないものであるなど、被控訴人書籍一般薬便覧部分における薬剤の選択について、控訴人書籍の表現上の本質的特徴を直接感得することができるとはいえず、複製にも翻案にも当たらない。

被控訴人書籍一般薬便覧部分に掲載された薬剤の具体的な配列から、控訴人書籍一般薬便覧部分に掲載された薬剤の具体的な配列の表現上の本質的特徴を直接感得することができない以上、複製にも翻案にも当たらない。

(2) 控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列について

控訴人書籍漢方薬便覧部分は、漢方薬の148の処方名を掲載したほか、多数の生薬の中から「ヨクイニンエキス」のみを大分類「漢方薬」に分類するものとして選択した上、漢方3社が製造販売する薬剤がある漢方処方名については、当該漢方処方名に属する漢方3社の薬剤を全て選択し、漢方3社が薬剤を製造販売していない漢方処方名については、臨床現場における重要性や使用頻度等に鑑みて個別に薬剤を選択したというのであるから、薬剤の選択に控訴人らの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているということができ、上記のような考慮から薬剤を選択した上、歴史的、経験的な実証に基づきあえて50音順の原則を崩して配列をした控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤の配列には、控訴人らの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているから、一定の創作性があり、これと完全に同一の選択及び配列を行った被控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列は、控訴人書籍のその複製に当たるといわざるを得ない。

(3) 控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤情報の選択及び配列について

控訴人書籍と被控訴人書籍の漢方薬便覧部分の薬剤情報の選択及び配列は、いずれも、表現上の創作性のない部分において共通するにすぎない。しかも、控訴人書籍漢方薬便覧部分では、その他の副作用や価格を選択し、添付文書外の情報として証を選択しており、他方、被控訴人書籍漢方薬便覧部分では、処方のポイント及び調剤・薬学管理のポイントを選択した結果、これに接する者が控訴人書籍の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないものである。よって、被控訴人書籍漢方薬便覧部分は、薬剤情報の選択及び配列において控訴人書籍漢方薬便覧部分を複製又は翻案したということとはできない。